

1 評価方法の変更

項目	変更前	課題	変更後
自己評価	包括管理者及び受託法人が自己評価表をもとに評価する	→	変更なし
現地ヒアリング	地域包括ケア推進課職員2～3名が各包括に訪問し、評価を行う。	評価委員が間接的な評価しかできない	評価委員 及び地域包括ケア推進課職員が各包括に訪問し評価を行う。 ※自己評価表をもとにしたヒアリング及び面接を実施する。 評価委員2名で1チーム 1チームで2箇所の包括を訪問
評価委員会（書類審査）	評価委員が次の書類をもとに評価を行う。 ・自己評価表 ・地域包括ケア推進課職員によるヒアリング結果 ・事業実績及び利用者アンケート	現地ヒアリングと内容が重複するため非効率	廃止 (現地ヒアリングの際に実施する)
評価委員会（面接審査）	自己評価結果、書類審査及び現地ヒアリング結果をもとに面接を行う。	現地ヒアリングと内容が重複するため非効率	廃止 (現地ヒアリングの際に実施する)
評価委員会（総括）	(新設)	—	評価委員が評価した結果をもとに総括を行い、最終評価を決定する。

2 評価委員会の構成

※地域包括支援センターと関わりの深い部署の管理者で構成するよう変更する。

変更前	変更後
<p><座長> 地域支えあい推進部 地域包括ケア推進課担当部長</p> <p><委員> 地域支えあい推進部 中部すこやか福祉センター担当課長 鷺宮すこやか福祉センター担当課長 介護・高齢者支援課長</p> <p>健康福祉部 福祉推進課長</p>	<p><座長> 地域支えあい推進部 地域包括ケア推進課担当部長</p> <p><委員> 地域支えあい推進部 中部すこやか福祉センター担当課長 <u>北部すこやか福祉センター担当課長</u> <u>南部すこやか福祉センター担当課長</u> 鷺宮すこやか福祉センター担当課長 <u>地域活動推進課 中部地区担当課長</u> <u>北部地区担当課長</u> <u>南部地区担当課長</u> <u>鷺宮地区担当課長</u></p>

3 採点方法の変更

	変更前	課題	変更後
基礎評価	4 充分達成している 3 概ね達成している 2 達成していない部分がある 1 達成していない	4の「充分」と3の「概ね」の違いがあいまい。 3「概ね」と2「達成していない部分」の違いがあいまい。	4 評価水準を大幅に上回った 3 評価水準を達成した 2 評価水準を一部達成しなかった 1 評価水準をかなり下回った ※各評価項目の達成基準を「3」とする
加点評価	あり	「3」を達成基準とした場合、「4」を超える加点評価の判断が困難	なし
総合評定	120点以上 優良 90点以上 良 72点以上 可 72点未満 不可	「3」を達成基準とした場合、120点以上の評価は非常に困難	110点以上 優良 90点以上 良 72点以上 可 72点未満 不可